岡谷市業務継続計画 (BCP)

震災編

長野県岡谷市

目 次

第1	業務継続計画の基本的な考え方	ページ
1	計画の目的	1
2	計画の位置付け	2
3	基本方針	3
4	対象とする組織	3
5	発動及び終結	3
第2	前提とする地震と被害想定	
1	前提とする大規模地震	5
2	被害想定	5
第3	非常時優先業務の選定	
1	非常時優先業務の考え方	11
2	非常時優先業務の選定対象業務と選定基準	11
3	選定結果	13
第4	非常時優先業務を実施するための活動体制	
1	職員の活動体制	14
2	職員参集の推計	15
3	職員体制の現状・課題と対応方針	16
4	協力要請	18
第5	非常時優先業務を実施するための執務環境	
1	市庁舎の概要	19
2	情報伝達手段の状況	20
3	執務環境の現状・課題と対応方針	21
第6	平常時の取り組み	
1	計画の見直し・更新	23
2	業務継続マネジメントの構築	23
3	委託業者や指定管理者への要請	24
4	協定による補完	24

附属資料

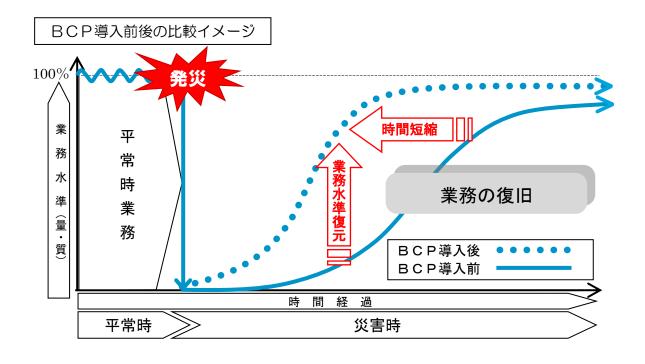
- 非常時優先業務一覧
- 一時中止業務一覧

第1 業務継続計画の基本的な考え方

1 計画の目的

大規模地震発生時における本市の対応は、災害対策基本法に基づき定めた「岡谷市地域防災計画」に則り、関係機関と連携し災害対応業務を遂行することとなっています。一方で、市は、市民に最も身近な基礎自治体として平常時から生活に密接した市民行政サービスを提供していることから、市民生活や企業活動等に大きな影響を与えると考えられるサービスは、災害時においても休止することなく継続することが求められています。災害により、市役所自体が被災し、職員や物資、ライフラインの制約を受け、行政機能の低下が想定される状況下においても、発災直後から適切に業務が継続できるよう事前の対策を講じておくことが必要です。

本業務継続計画 [Business Continuity Plan]は、市全域に被害が及ぶ大規模地震災害時においても、市が実施しなければならない業務を、限られた人員、資機材等を効率的に投入し、発災直後から適切に業務を執行するための事前対策として策定するものです。



2 計画の位置付け

本市は、危機管理に関する統一的な基本的事項を「岡谷市危機管理基本指針」に定めております。当該指針では、柱のひとつとして、自然災害から市民の生命、身体及び財産を守るための、市、関係機関、地域、市民等が実施すべき事項について総合的に定めた「岡谷市地域防災計画」を位置付けています。

本計画は、大規模災害の発生により、市庁舎、職員、設備等が被災することを前提としており、利用できる資源*に制約がある状況下であっても、地域防災計画で定める災害対応業務とともに、平常時の業務のうち、特に優先的に継続しなければならない業務を実施するために、その方法や職員体制等をあらかじめ検討しておくものであり、岡谷市地域防災計画を補完する計画と位置付けられるものです。なお、ICT部門における業務は、別に策定した「岡谷市情報システムに係る業務継続計画」に基づき実施するものとします。また、本計画は、大規模地震を想定し策定しますが、風水害やその他の危機事象に対する業務継続の考え方にも適用できる部分もあることから、他の危機事象に対しても可能な範囲で適用するものとします。

*資源とは…非常時優先業務を実施するために必要な職員、施設、設備、資機材、外部協力機関等を指します。

・地域防災計画と BCP の比較

		岡谷市地域防災計画	ВСР
計画の趣旨		・災害に関する実施すべき事 項、役割を、災害予防、災害 応急対応、復旧復興期に分類 し規定する。	・発災時の限られた資源のなかで、非常時に行わなければならない業務を、目標とする時間、時期までに実施できるようにする。
	実施主体	市、県、公共機関、市民等	市
ī	市役所の被災	想定しません	職員、施設、設備等の資源の被災を評価し、 利用可能な資源を前提とし計画を策定しま す。
	災害予防	対象とします	対象としません
対	災害応急対策	対象とします	対象とします
対象業務	復旧復興	対象とします	早期に実施すべき業務を対象とします
務	優先度の高い 通常業務	対象としません	対象とします
各	業務の優先度	想定しません	非常時に行わなければならない業務ごとの 優先順位を定めます。

3 基本方針

基本方針1

地震による被害を最小限にとどめるため、地域防災計画に定められた応急対策業務を効率的に遂行します。

基本方針2

市の業務が中断することによる、市民生活や経済活動等への影響を最小限にとどめるため、被災時にも中断が許されない通常業務の継続・早期再開に努めます。

基本方針3

非常時優先業務の継続に必要な人員の確保及び庁舎・電力・通信等の業務執行環境の確保に努めます。

基本方針4

非常時優先業務の継続を図るため、非常時優先業務以外の業務 については、積極的に休止・縮小します。

基本方針5

想定される大規模地震の発生に備え、平常時から全庁的な取り組みとして業務継続力の向上に努めます。

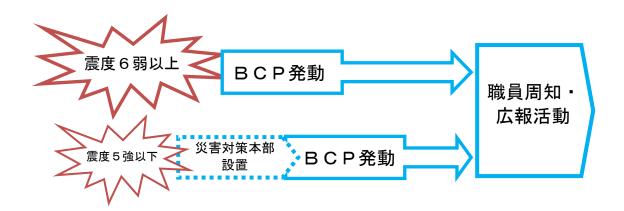
4 対象とする組織

大規模な地震が発生した場合には、災害対策本部を中心とした全 庁的な活動体制に移行するため、本計画の対象とする市の組織は岡 谷市地域防災計画に定める災害対策本部の全組織とします。

また、本計画は災害応急業務の中心的な役割を担う「本庁(本部)機能の維持継続」に主眼をおくため、執務環境については、本部機能をおく市庁舎を対象とします。

5 発動及び終結

- (1) 本計画は、次のいずれかの場合に発動します。
 - ア 市内で震度6弱以上の地震が発生し、又は災害対策本部が設置された場合。
 - イ 市長が必要と認めた場合



(2)発動の決定代位者

本部長(市長)不在時の本計画の発動決定代位者は、岡谷市地域防災計画に準じます。

(3) 広報活動

本計画を発動した場合には、継続して実施する業務、一時停止する業務をリスト化し、市ホームページ、防災メール、シルキーチャンネル、報道機関等を通じて、広く周知し、市の業務体制について、市民、企業等に理解と協力を求めるものとします。これは、市民に、優先順位の低い業務は一時的に停止することについて理解を求めることであると同時に、災害発生時の来庁者数を抑え、職員が各業務に集中できる環境を整えることでもあります。なお、本計画を終結する場合においても同様に広報周知するものとします。

(4) 災害対応業務が概ね終了し、平常時の体制がとれると本部 長(市長) が判断した時点を終結時期とします。

第2 前提とする地震と被害想定

1 前提とする大規模地震

本市は、平成26年3月に南海トラフ地震対策推進地域に指定されており、南海トラフ地震による被害(震度6弱)が想定されているところではありますが、本計画で前提とする地震は、本市において被害が最も大きいとされる「糸魚川-静岡構造線断層帯の地震(全体)」とします。諸元は【表2-1】のとおりです。

糸魚川-静岡構造線断層帯の地震(全体)の諸元 【表2-1】

諸元		内容						
マグニチュード		8. 5						
最大震度				7(岡名	(市)			
断層長さ				150	km			
	長	野県	小谷村	~山梨県富士川町				
	([(区分:北部 1 +北部 2+中部 1+ 中部 2 +南部 1+南部 2)						
		区	分	位置 主要断層活 活動		活動の型		
			北部 1	小谷村~大町市	神城断層	逆断層		
		北側	北部2	大町市~松本市	松本盆地東緑断層	逆断層		
断層範囲			中部 1	松本市~塩尻市	牛伏寺断層·松本盆	左横ずれ		
				拉本巾。	地東緑断層			
	体	本	中部 2	 岡谷市~富士見町	岡谷断層郡·諏訪断	左横ずれ		
		南側	T 4P 2		層郡~釜無山断層郡			
			1則	南部 1	山梨県北杜市〜山	白州断層~下円井断	逆断層	
			南部 2	梨県富士川町	層•市之瀬断層郡			

「長野県地震被害想定調査報告書(概要版)平成27年3月」参照

2 被害想定

(1) 本計画の被害想定

2月の土曜日午後6時に、前提とする大規模地震が発生した場合の岡谷市の被害想定は【表2-2】のとおりです。また、【表2-2】の数値等を含めて想定されるイメージを【表2-3】に表しました。

なお、本計画は、以降に掲げる被害想定を基本として取り組むものでありますが、想定を超える被害も念頭に置き、柔軟に対応できる体制づくりに務めるものとします。

•糸魚川-静岡構造線(全体)発生時の岡谷市の被害想定数値 【表2-2】

	1 \square						
	人口		52,840人				
	建物数		27,087 棟				
基礎数値	給水人口			51,3	60人		
空 啶	都市ガス需	要家数		8,38	30戸		
1	電灯軒数			29,1	60 軒		
	電話回線数			8,900	D 回線		
建物被害			全壊•焼	失		半壊	
		合計	6,310	棟	6	,030 棟	
		液状化	30 棟		_	150棟	
		揺れ	5,410	棟	5	,720 棟	
		土砂災害	50 棟		_	160棟	
		焼失棟数	810 極	Į.			
人的被害	死者数			540	入C		
		建物倒壊		530	入C		
		土砂災害		わる	ずか		
		火災	10人				
	ブロック塀等		わずか				
	負傷者		負傷者		ゔ	ち重傷者	
		<u>合計</u>	1,880人 1,050		,050人		
	建物倒壊		1,850人		1	,040人	
		土砂災害	10人	•		わずか	
		火災	20 人	人		10人	
		ブロック塀等	わずか	١		わずか	
避難者数 :	全体		合計	避難	推所	避難所然	外
		被災 1 日後	13,810人	8,29	90人	5,530 ,	人
		被災2日後	22,760 人	11,3	80人	11,380	人
		被災1週間後	20,960 人	10,4	80人	10,480	人
		被災1ケ月後	21,890 人	6,57	70人	15,330	人
		うち要配慮者数					
		被災 1 日後	1,550人				
	被災2日後 2,13		2,13	80人			
		被災1週間後	1,960人				

		被災1ケ月後	1,230人
生活関連	上水道	断水率(*2)	69%
の支障	下水道	機能支障率(*3)	71%
(*1)	都市ガス	供給停止率(*4)	19%
	電気	停電率(*5)	62%
	固定電話	不通回線率(*6)	60%
	携帯電話	不通ランク(*7)	А

「長野県地震被害想定調査報告書(概要版)平成27年3月」参照

(注)各数値は1の位で四捨五入しており、合計は必ずしも合わない場合がある。

- *1 長野県全体の数値
- *2 断水率:断水人口の割合
- *3 機能支障率:下水道の機能支障人口の割合*4 供給停止率:都市ガス供給停止戸数の割合
- *5 停電率:停電軒数の割合
- *6 不通回線率:固定電話の不通回線の割合
- *7 不通ランク:携帯電話のつながりやすさのランク

A:非常につながりにくい B:つながりにくい C:ややつながりにくい -:影響なし

• 想定される地震発生後のイメージ

【表2-3】

- 心足C112	ECTIQ地長先生後のイメージ 【衣と一3】				32 31	
項目	被害想定					
	震が発生する ・岡谷市の大き はわないと動 となる。 ・その後も継続	・岡谷市の大部分の地域では、人は、立っていること困難ではかないと動くことができないくらいの強い揺れ(震度できないないの強い揺れ)				
	・諏訪の気象	統計期間	30年(1	981年~	~2010年)	
			気温(℃)		降水量(mm)	
		平均	日最高	日最低	合計	
	1月	-1.3	3.6	-5.9	43.9	
自然	2月	-0.6	4.7	-5.5	51.4	
	3月	3.4	9.2	-1.5	90.2	
	4月	9.9	16.1	4.2	87.2	
	5月	15	21.1	9.8	113.9	
	6月	19	24.3	14.8	164.2	
	7月	22.7	27.8	19	191.4	
	8月	23.8	29.3	20	129.3	
	9月	19.5	24.4	15.9	192.2	
	10月	12.9	18.2	8.6	112.3	
	11月	6.9	12.5	2.3	69.8	
	12月	1.7	6.9	-2.8	35.4	
	年間	11.1	16.5	6.6	1,281	

	人口の約5%にあたる約2、400人の死傷者が出ている
	ことが想定される。
	・地震の揺れによる建物の倒壊や家具等が転倒し下敷きにな
	った住民に対して、近隣住民の救出活動が行われ、同時に避
	難行動要支援者に対する避難支援活動も開始される。
	・小中学校では、応急危険度判定を実施し、避難所の開設準
住民	備を行う。市内に指定されている53箇所のうち、耐震化さ
	れ使用が可能な建物に避難所が開設され、ピーク時には人口
	の約20%にあたる約11,000人が避難所に避難する。
	・時間の経過に伴い、集団生活になじめない、多数の避難者
	により避難所を利用できない、防犯上等の理由から、避難所
	に避難している者と、ほぼ同数の住民が、避難所外の在宅等
	で避難生活をおくる。
	・地震の揺れや火災等により市内の概ね半分にあたる建物が
	半壊以上の被害を受ける。
建物•广舎被	・市庁舎は、建物自体への被害は無く使用可能であるものの、
害、火災	建物内部の固定されていないカウンター、机、キャビネット、
	図書等が移動、転倒、散乱している。
	· 市庁舎内の固定されていないコピー機、P C 等の機器の中
	には、破損、コードの切断等により使用できないものがある。
	・倒壊建物やブロック塀等の道路沿いの構造物の散乱等によ
	り交通障害が発生する。
	・諏訪湖畔、天竜川沿いの液状化想定区域の道路は、液状化
	等により道路が部分的に亀裂、陥没が生じる。
交通機能	・一部の橋梁では、接続部分に段差が生じ、通行できない。
	・岡谷ジャンクションの被害が無いものの、高速道路は一時
	不通となる。
	・国道、県道では、発災後直ちに交通規制が実施され、緊急
	輸送路確保のための対策が実施される。
	・市内の約60%の家庭で停電し、市庁舎も電力供給が停止 するが非常用発電機が稼働し、制限はあるものの電気を使用
	するごとが可能となる。
	9 ることが可能となる。 • 市内の固定電話は、約60%の回線に支障がでることが想
ライフライン	* 1月内の自定電品は、別00/6の自縁に文障がでることが認 定され、携帯電話も非常につながりにくくなる。
	たられ、 焼や電品 も非常に りながりにくくなる。 ・市内は断水により約70%の人に影響を与えるが、市庁舎
	「同時は関小により前すしたの人に影響を与えるが、同方言 においては、高架水槽内の飲料水(12t)が確保されている。
	・市庁舎では、都市ガスを使用する設備がないため都市ガス
	の供給停止による業務上の影響は無い。
	ツ京旭庁上にみる未効上ツ永音はボバ。

(2) ライフラインの復旧想定

前提とする大規模地震の発生により停止するライフラインの復旧 想定は【表2-4】のとおりです。

• 復旧推移(長野県全体)

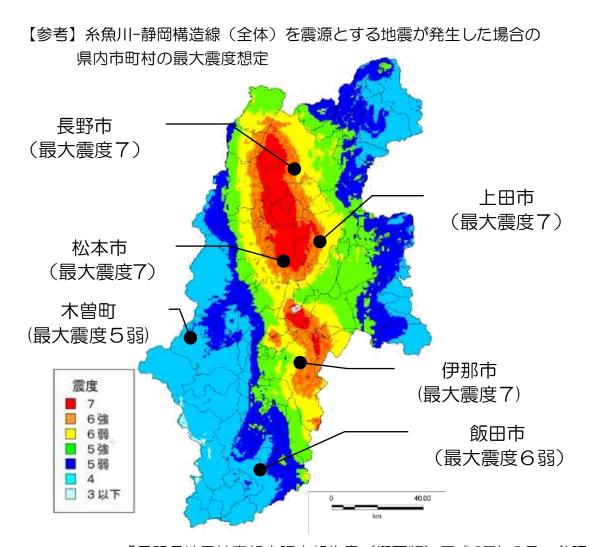
【表2-4】

15.0	復旧想定				
項目	被災直後	被災1週間後	被災1ヶ月後		
上水道 (断水率)*1	69%	28%	7%		
下水道 (機能支障率)*2	71%	23%	4%		
都市ガス (供給停止戸数)*3	19%	2%	0%		
電力 (停電率)*4	62%	5%	1%		
固定電話 《不通回線率》*5	60%	1%	0%		
携帯電話 (不通ランク)*6	А	_	_		

「長野県地震被害想定調査報告書(概要版)平成27年3月」参照

- *1 断水率:断水人口の割合
- *2 機能支障率:下水道の機能支障人口の割合
- *3 供給停止率:都市ガス供給停止戸数の割合
- *4 停電率:停電軒数の割合
- *5 不通回線率:固定電話の不通回線の割合
- *6 不通ランク:携帯電話のつながりやすさのランク

A:非常につながりにくい B:つながりにくい C:ややつながりにくい -:影響なし



「長野県地震被害想定調査報告書(概要版)平成27年3月」参照

第3 非常時優先業務の選定

1 非常時優先業務の考え方

非常時優先業務とは、大規模な地震発生時にあっても優先して実施しなければならない業務のことであり、本計画では、概ね1ヶ月以内に着手しなければならない災害対応業務と優先通常業務とします。また、非常時優先業務の中でも優先度を見極め、発災後、いつ頃までに、どの業務に着手しなければならないか業務の実施時期について検討します。

災害対応業務 + 優先通常業務 = 非常時優先業務

2 非常時優先業務の選定対象業務と選定基準

(1) 選定対象の業務

非常時優先業務として選定する対象業務は以下のとおりです。

- ア 災害対応業務の選定対象業務
 - ▶岡谷市地域防災計画(震災対策編)第2章 災害応急対策計画、第2節 非常参集職員の活動、表「岡谷市災害対策本部の組織及び事務分堂」に掲載している全業務
 - ▶岡谷市地域防災計画(震災対策編)第3章 災害復旧 復興計画のうち早期実施の優先度が高いと考えられる次 の業務
 - 第1節 復旧・復興の基本方針の決定
 - 復旧復興に向けた庁内体制に関すること
 - 第3節 資金計画
 - ・資金計画に関すること
 - 第6節 被災中小企業等の復興
 - ・被災中小企業の支援に関すること

イ 優先通常業務の選定対象業務

▶平常時に行っている全業務 市の「事務事業評価」で対象としている事務事業を基準 として整理した業務

非常時優先業務イメージ



(2) 選定基準

非常時優先業務の選定は、【表3-1】の基準に基づく評価により 決定します。

・優先順位を評価する基準表

【表3-1】

優先度	評価基準	時間 (以内)			
非常時	·····································				
		3時間			
A	発災後 <u>24時間以内に業務に着手</u> しないと、市民の生 会。生活及び財産の促養並びに社会経済活動の維持に重大	6時間			
	命・生活及び財産の保護並びに社会経済活動の維持に <u>重大</u>	1 2 時間			
	····································	24時間			
В	遅くとも発災後3日以内に業務に着手しないと、市民の生命・生活及び財産の保護並びに社会経済活動の維持に相当の影響を及ぼすため、早期に対策を講ずべき業務	3⊟			
С	遅くとも発災後 <u>1週間以内に業務に着手</u> しないと、市民の生命・生活及び財産の保護並びに社会経済活動の維持に 影響を及ぼすため、対策を講ずべき業務	1 週間			
	遅くとも発災後1ヶ月以内に業務に着手しないと、市民	2週間			
D	の生命・生活及び財産の保護並びに社会経済活動の維持に <u>影響</u> を及ぼすため、対策を講ずべき業務	1ヶ月			
一時的	一時的に停止する業務				
_	発災後1ヶ月業務を停止しても <u>直ちに影響を及ぼさな</u> <u>い</u> と見込まれる業務	1ヶ月~			

なお、非常時優先業務の選定及び実施時期の検討にあたっては、 次の点について留意しました。

- ・現時点で実施可能かどうかではなく、その業務が社会的に求められている「必要性」の視点で行いました。
- ・イベント開催中の参加者の避難誘導活動や管理施設の被害状況 調査等の災害を契機として発生する業務は通常業務ではなく、 災害対応業務として整理しました。
- ・ 繁忙期がある業務は、繁忙期を想定し選定しました。

3 選定結果

これら基準に基づき703業務について選定を行った結果、下記の表【表3-2】【表3-3】のとおりとなりました。災害時において継続して実施する業務及び一時中止する業務の一覧を本計画の附属資料として掲載いたしました。

• 非常時優先業務の選定結果

【表3-2】

	災害対応業務	通常業務	合計
選定対象業務数	314	389	703
選定数	314	120	434
(選定率)	(100%)	(31%)	(62%)

- ※災害対応業務は、全業務(314業務)が選定されました。
- ※通常業務は、389業務のうち120業務が選定されました。

• 非常時優先業務の優先度別内訳

【表3-3】

優先度	災害対応業務	優先通常業務	合計	
А	242	7	249(57%)	
В	35	33	68(16%)	
С	22	22	44(10%)	
D	15	58	73(17%)	
合計	314	120	434(100%)	

第4 非常時優先業務を実施するための活動体制

1 職員の活動体制

大規模な地震が発生した場合において、業務を継続するためには、 早急に必要な人員を確保し、適切な配置を行い、効率的な活動体制 を構築する必要があります。職員活動体制は、地域防災計画に定め る【表4-1】のとおりであり、本計画における想定の職員活動体 制レベルは「レベル4 非常体制」(太枠内)に該当します。

職員の配備区分と活動基準

【表4-1】

4:-	14/7/ • 7 10 1/11 12/3 12 / 12 / 12 / 12 / 12 / 12 /			44.m
植	類	活動開始基準	庁内体制	参集範囲
レベル1	事前体制	○注意報等の防災気象情報を判断材料として、危機管理室長が必要と認めた時 ○大雨が予想される時 ○市内に震度3の地震が発生した時 ○その他危機管理室長が必要と認めた時	○情報連絡会 〔危機管理室長、 広報情報課長、消 防課長、農林水産 課長、土木課長〕	・左記対応課長が指示する職員・管財主幹(車両手配)
レベル2	警戒準備体制	○次の状況下で総務部長が必要と認めた時 (1)情報連絡会から報告を受けた時 ○市内に震度4の地震が発生した時 ○雨量が、避難準備基準に達すると予想される時、又は1時間以内に避難準備基準雨量に達すると予想される時 ○その他総務部長が必要と認めた時 ○東海地震に関連する調査情報の通知を受けた時	〇活動体制検討会 〔全部長、対策本 部事務局課長、情 報連絡会対応課 長、対策本部事務 局(総務課)〕	全部長 対策本部事務局課長 全支所長 対策本部事務局(総務課) 情報連絡会対応課職員 地域連絡員 対策本部事務局職員
レベル3	警戒体制	○次の状況下で副市長が必要と認めた時 (1)活動体制検討会から報告を受けた時 ○市内に震度5弱の地震が発生した時 ○雨量が、避難準備基準に達した時、又はま さに達すると予想される時 ○その他副市長が必要と認めた時	〇警戒対策本部 〔副市長、教育長、 全部長、対策本部 事務局、各部本部 連絡員〕	警戒準備体制対応課全職員対策本部事務局職員全課長各課庶務担当主幹教育部(避難所対応職員)市民生活課(広報車対応職員)
レベル4	非常体制	○次のいずれかの状況下で市長が必要と認めた時 (1) 警戒対策本部から報告を受けた時 (2) 災害が発生した時又は激甚な災害の発生する恐れがある時 ○市内に震度5強以上の地震が発生した時 ○特別警報が発表された時 ○雨量が、避難勧告基準に達した時又は達すると予想される時 ○その他市長が必要と認めた時	〇災害対策本部 〔市長、副市長、 教育長、全部長、 対策本部事務局、 本部連絡員〕	・全職員(臨時、嘱託を含む)
_		○東海地震注意情報を知り得た時【東海地震注意情報に基づき政府が準備行動の意思決定を行った場合】	地震災害警戒準備 本部	・全職員(臨時、嘱託を含む)
	緊急体制	○東海地震警戒宣言及び東海地震予知情報発 令時	地震災害警戒本部	・全職員(臨時、嘱託を含む)

2 職員参集の推計

(1) 勤務地までの距離

本計画では、地震発生を2月の土曜日午後6時とし、勤務時間外を 想定しています。地震発生後の職員の参集状況の推計を行うため、 職員の居宅から勤務地までの通勤距離を【表4-2】のとおり集計 しました。

勤務地までの通勤距離(平成27年1月調査) 【表4-2】

	,	
各勤務地までの距離	職員数	割合
2km 未満	120人	28%
2km 以上6km 未満	226人	52%
6km 以上 1 2km 未満	44人	10%
12km 超	41人	10%
計	431人	100%

・対象は、正規職員(休職者除く)

(2) 想定される条件

勤務時間外における大規模地震発生後の職員参集について、想定される条件を【表4-3】とし、その条件のもと参集率を【表4-4】と設定しました。

・職員参集推計にあたっての前提条件

【表4-3】

- ① 職員の参集手段は徒歩(時速3km)とする
- ② 災害時の通勤距離は、建物の倒壊等を想定し平常時の1.5倍とする。
- ③ 災害発生後、直ちに登庁できる職員は平常時の通勤距離12km以内の職員のうち50%とする。
- ④ 地震発生から3日間は、建物の倒壊等による道路の寸断等により、平常時の通勤距離12km以内の職員の参集率を70%とする。
- ⑤ 平常時の通勤距離が12kmを超える職員は、交通状況の復旧が見込まれる4日目以降に登庁開始するものとする。
- ⑥ 地震発生から1週間は、地域活動への参加を考慮し、全職員の参集率を90%とする。
- ⑦ 1ヶ月以内に参集できる職員は、全職員の95%と仮定する。不着となる5%の内訳として、死亡または重症者3%(死者・重傷者1,590人/人口52,840人)、軽症者のうち通勤・勤務が困難な職員や家族介護等の理由により通勤・勤務が困難な職員2%とする。

• 想定参集率

【表4-4】

	通勤距離	2km	6km	12km	12km
	(非常時距離*)	(3km)	(9km)	(18km)	(18km)
時間		以内	以内	以内	超
発災から	1 時間以内	50%	0%	0%	0%
	3時間以内	70%	50%	0%	0%
	6時間以内	70%	70%	50%	0%
	24時間以内	70%	70%	70%	0%
	3日以内	70%	70%	70%	0%
	1週間以内	90%	90%	90%	90%
	1ヶ月以内	95%	95%	95%	95%

*非常時距離:通勤距離X1.5(【表4-3】 ②より)

(3) 職員参集の推計

【表4-4】の想定により推計した職員参集想定結果は【表4-5】 となりました。

・ 職員の参集想定

【表4-5】

1772 1 2 2 1 3 2 7 2		
参集時間	職員数	参集率
災害発生~ 1時間以内	60人	14%
~ 3時間以内	197人	46%
~ 6時間以内	264人	61%
~ 1日以内(24時間)	272人	63%
~ 3日以内(72時間)	272人	63%
~ 7日以内	386人	90%
~ 1ヶ月以内	407人	95%

3 職員体制の現状・課題と対応方針

(1) 職員の安否確認

現状・課題	主な対応方針
○各課の連絡網による	〇電話とメールによる現状の2系統の方法により互
連絡	いに補完し迅速な職員の安否確認に努める。
○参集メールによる通	○参集状況を速やかに把握できる体制づくりを推進
知及び安否確認(ウェブ	する。
サイト接続)	

(2) 職員の初動体制

現状・課題	主な対応方針
○意思決定を行う責任	○責任者が不在時の指揮命令系統や業務の手順につ
者や技能、資格等を持つ	いて各課で確認し、マニュアル化しておく。
職員が参集できない場	〇担当者以外でも必要な書類の所在がすぐに分かる
合がある。	ようファイリングシステム等の整理をしておく。
〇人員が不足する業務	〇人員が不足した課における要請手続及びその受援
の職員応援体制	体制や職員の配備計画等を検討する。
○参集途中の情報収集	○参集途中で得た情報の収集、整理する体制づくりを
	推進する。
○施設、設備の安全確認	〇二次被害防止及び迅速な災害対応のため、災害時に
	おける施設、設備等の安全確認方法の確立に努める。

(3) 開庁時の発災

現状・課題	主な対応方針
〇来庁者の安全確保を	○緊急地震速報があった場合は、来庁者に頭を守って
最優先とする。	身を低くする対応を指示する。緊急地震速報が無く、
	地震があった場合は、職員自身の安全を確保し、揺れ
	が収まった後、来庁者をイベント広場へ誘導する。
○職員家族の安否確認	○災害用伝言ダイヤルの利用や遠方の親戚の家など
	を連絡先に決めておくなど、事前に家族のなかでルー
	ルを決めておく。

(4) 非正規職員(臨時・嘱託職員)の対応

現状・課題	主な対応方針
〇臨時・嘱託職員も非常	〇採用条件の範囲内の業務を依頼することは可能。非
時には参集し災害対応	正規職員本人が通常行っている業務(窓口対応、電話
業務にあたる。	対応、現場との連絡等)を中心に業務にあたる。

(5) 職員の健康管理

現状・課題	主な対応方針
〇発災直後は、睡眠、休	○可能な限り勤務の交代、休憩等について配慮する。
憩、食事といった時間が	〇職員のメンタルヘルスを含む健康管理について、普
不規則になるなど、健康	段から職員が相互に気にかける習慣づけを行う。
面の負担が重くなる。	〇災害時の職員の健康管理についてもマニュアル化
	することに努めるものとする。

(6)人的支援

現状・課題	主な対応方針
〇職員の絶対数が不足	○早めの人的支援の要請を行う。そのために、必要人
	員等の把握が速やかにできる体制づくりに努める。
	〇人的支援に関する協定先は以下のとおり
	・岡山県玉野市(災害時の相互応援協定)
	• 静岡県東伊豆町(災害時の相互応援協定)
	• 群馬県富岡市(災害時の相互応援協定)
	・伊那市[上伊那ブロック]、木曽町[木曽ブロック](長

野県市町村災害時相互応援協定)
○県等への応援要請。
〇受援体制、計画について事前の検討。

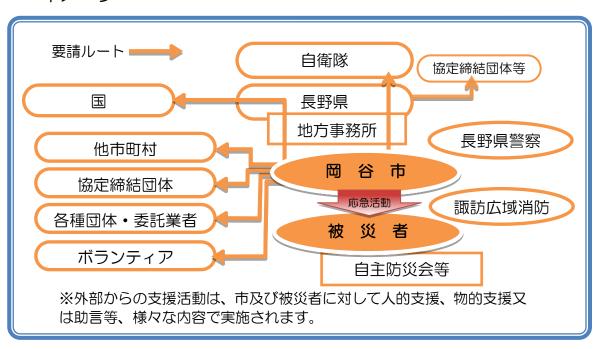
(7) 職員及び家族の防災・減災対策

現状・課題	主な対応方針
〇職員自身または家族	〇職員自身及び家族が被災者とならないよう自宅の
の被災が想定される。	耐震化、家具の固定、非常持ち出し品の準備等、職員 一人ひとりが家庭の防災・減災対策に積極的に取り組
	む。

4 協力要請

災害による社会的な影響を少なくし、早期の復旧復興を成し遂げるためには、行政では対応できない業務や、人、物資提供について、 早めの応援要請により外部からの協力を得て対応することも必要な 対応となります。

・イメージ



第5 非常時優先業務を実施するための執務環境

1 市本庁舎の概要

岡谷市役所本庁舎の概要は【表5-1】のとおりです。

• 市庁舎概要

【表5-1】

竣工	昭和62年8月			
+#\#\ +B+#	鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階・地上9階・塔屋1階			
構造・規模	塔屋高41	. 65m		
延床面積	13, 47	13, 471. 28m²		
タンク	A重油タン	ク12kℓ(給油口:庁舎北口脇)		
	受変電	受電方式(1回線受電)、受電電圧(3相3線式		
	設備	6,600V、60Hz)、変圧器(電灯用3台·動力		
		用2台・非常保安電灯用1台、非常保安動力1台)		
	非常発電	ディーゼル発電機		
電気設備	設備	(3相3線、375KVA×6,600V×1基)		
电外欧洲		・燃料タンク 490リットル(A重油)		
		・稼働時間 満タン時約6時間(手動給油可能)		
		使用可能区域 非常電源系統(GC回路)のみ。		
		コンセント150本。 照明は各業務フロア蛍光灯1		
		系統。		
■収₩≒ル烘	15人乗2基(うち車椅子仕様1基)・17人乗1基(車椅子仕			
昇降機設備	様)※震度4	1以上の地震を感知すると最寄のフロアに着床		
空調	熱源:重油、補助熱源:電気			
給水設備	受水槽(2層式)48㎡1基、高架水槽12㎡1基、			
	揚水ポンプ	2台		
排水設備	庁舎からの排水を受ける下水道管の耐震化完了(平成26年度)			
1分の人の人が出	庁舎周辺にマンホールトイレを設置予定(平成28年度予定)			
通信	内線350回線			
都市ガス	庁舎にはガスを使用する設備は無い			
情報システム	テカー 庁内ネットワーク・住民行政システム等は情報システムに係る			
	業務継続計	画により実施(事前の地震対策・復旧対応)		
	• 1 階市民	ホール約250㎡、9階大会議室約360㎡		
その他	保健セン	ター 1,220.83㎡(昭和60年3月竣工)		
	• 立体駐車	場 3階建4層約300台収容		

2 情報伝達手段の状況

現在整備されている通信機器は【表5-2】のとおりであり、災害時における情報伝達手段は、【表5-3】のとおりです。

• 整備機器一覧

【表5-2】

名称	数量	備考
防災行政無線(同報系)	44局	防災ラジオ
アナログ68.550MHz		
防災行政無線(移動系)	基地局 1台	本部、職員間、区等
アナログ466.9125MHz	携帯機 22台	配備箇所
		危機管理室12台、市民生活課
		6台(車載4含む)、3支所各1
		台、消防課1台
衛星系防災行政無線(県)	1系統	県・市町村
衛星携帯電話	3台	・イリジウム 2台
		・ワイドスター 1台
デジタル簡易無線	据置型 2台	携帯型92台の配備箇所
	危機管理室	•21区各1台
	教育総務課	• 1 2 小中学校各 2 台
	携帯型 92台	14保育園各1台
	危機管理室39台	• 市民総合体育館3台
	教育総務課39台	• 湊·川岸·長地公民館各2台
	こども課14台	• 庁内関係課24台
		(土木課·都市計画課·農林水
		産課·消防課·教育総務課·勤
		労会館·危機管理室)

•情報伝達手段

【表5-3】

手段	対象等
防災行政無線(同報系)	市内一斉伝達(防災ラジオ含む)
防災行政無線(移動系)	職員間、各区等
デジタル簡易無線	
県衛星系防災行政無線	県、他自治体等
衛星携帯電話	各種電話回線(固定、携帯、衛星)
防災メール	登録者約4,200人(平成27年3月)
緊急速報メール	対応機種(スマートフォン等)所有者
シルキーチャンネル	番組視聴者
臨時災害放送局(ラジオ)	LCVFM769聴取者
広報車	広報車通行沿道

アマチュア無線	岡谷市アマチュア無線クラブ(協定に基	
	づく応援)	
報道等	テレビ、ラジオ、インターネット、新聞	
	等	

3 執務執行環境の現状・課題と対応方針

(1) 執務環境

現状・課題	主な対応方針	
庁舎が使用できない場	〇回復に要する時間を考慮したうえで、回復を待つ	
合	か、代替施設で業務を実施するかを検討する。	
	○本部代替施設候補を事前に検討する。	
安全な執務環境の確保	○執務場所の整理整頓	
	〇什器等の転倒防止対策	
寒さ対策(冬季)	○移動可能な石油ストーブ等の確保	
	○灯油の確保	
暑さ対策(夏季)	○扇風機等の確保	
トイレ(断水や下水道破	○マンホールトイレの整備	
断等により使用できな	〇トイレットペーパーの備蓄	
(1)		
情報システム	○情報システムに係る業務継続計画の実施	
資機材	○非常時優先業務に必要な資器材を精査し、各課に	
	おいて確保に努める。	
	〇協定先に支援要請を行う。	

(2) 電力

現状・課題	主な対応方針
非常用発電機の運転	〇非常用発電機の点検の実施等による確実な起動体制の確保
	〇使用電力量が限られる中での使用機器の調整
携帯電話・スマートフォンの充電切れ	○職場及び車載用の充電器の確保。

(3) 食料・飲料水・その他備蓄品

/ 2 3 1 1 2 7 1 1 3	
現状・課題	主な対応方針
飲料水	〇災害用自動販売機の活用(協定締結済)
	・㈱アペックス(B1F、1F)
	・ダイドービバレッジサービス㈱(B1F)
食料	〇最低3日分をロッカー等に備蓄するよう奨励
○地域防災計画では、職	○食料等の提供に関する協定の締結先は以下のとお
員用備蓄の記載は無く、	り
備蓄していない。	• JA信州諏訪
	• 生活協同組合コープながの

• アピタ岡谷店

(4) 応援協定

現状・課題	主な対応方針
不足する資源の確保	〇必要な支援の抽出
	○協定締結の推進

第6 平常時の取り組み

1 計画の見直し・更新

今回策定した本計画では、非常時優先業務を選定し、業務の優先度を明らかにしました。今後は機会をとらえ、各種訓練、研修を実施し、業務優先度の見直し、業務実施時期の精査、業務遂行の支障となる課題(ボトルネック)の精査及びその解消に向けて取り組むことが必要です。

社会的外部環境の変化や職員の異動や組織の変化、執務環境など、組織内部にある資源はたえず変化しているため、今後、本計画は、以下【表6-1】の時期をとらえ定期的かつ継続的に計画の見直し・更新を行い、計画の実効性を高め、変化に対応できる体制づくりに向け取り組むものとします。

・見直し・更新の時期

【表6-1】

- ① 被害想定の更新時
- ② 岡谷市地域防災計画の更新時
- ③ 事務事業の見直し、組織改編時等
- ④ 小規模災害、訓練等により新たな課題が明らかになった時
- ⑤ 附属資料(非常時優先業務一覧、一時中止業務一覧)の内容に修正がある時

2 業務継続マネジメントの構築

(1) 個別業務マニュアルの作成

個別業務マニュアル(以下「マニュアル」とする。)とは、本計画を完遂するために必要な各業務の具体的な行動計画です。大規模地震災害発生時は、参集した職員から、本計画に定められた非常時優先業務を実施することになるため、非常時優先業務は課内の職員が誰でも業務遂行できるようにマニュアルを整備しておく必要があります。

(2) 訓練等の実施、評価、改善

本計画を完遂するためには、個別業務マニュアルの作成にとどまらず、その後の管理、運用する業務継続マネジメントの推進が重要です。作成したマニュアルは定期的な訓練や研修により、課題の洗い出しやマニュアル内容の精査を行い、明らかになった課題の解消

に向けて検討し、必要な措置をとるものとします。なお、本計画を組織に定着させ、計画の推進するため、職員一人ひとりが主体的に参加し取り組むものとします。



・業務継続マネジメント

3 委託業者や指定管理者への要請

市の施設や設備の管理等を行っている指定管理者や委託業者等についても、災害時に必要な措置がとれるよう、平常時から連携を深め、業者の協力を得られる体制づくりを推進するものとします。

4 協定による補完

大規模災害時において行政だけでは対応できない業務については、 既に自治体・関係機関・各種団体・企業等との間で協定を締結して いるところでありますが、今後一層、業務継続に必要な応援協力を 得るため、関係機関との協定の締結を各部課においても推進すると ともに、平常時から協定の締結先と連携、情報共有することより密 接な関係を築き、外部の支援体制の構築に取り組むものとします。

施行/改正

10137 bytt		
版数	施行/改正月	主な改正内容
第1版	平成27年5月	新規策定
		·

岡谷市業務継続計画(BCP)

震災編

発行年月 平成27年5月

発 行 者 岡谷市

編集者 岡谷市総務部危機管理室

〒394-8510 岡谷市幸町8番1号

TEL 0266-23-4811

FAX 0266-24-0689

Mail kiki@city.okaya.lg.jp